

平成24年度宍粟市議会決算特別委員会会議録（第5日目）

日 時 平成24年9月21日（金曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 会 9月21日 午前8時57分

付託議案

（市民生活部）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分

第 30号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 33号議案 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（土木部）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について関係部分

出席委員

委員長	木 藤 幹 雄	副委員長	寄 川 靖 宏
委員	東 豊 俊	委員	伊 藤 一 郎
〃	高 山 政 信	〃	山 下 由 美
〃	岡 前 治 生	〃	小 林 健 志
〃	大 上 正 司	〃	西 本 諭

出席説明員

（市民生活部）

部	長 岸 本 年 生	次	長 落 岩 一 生
税 務 課	長 平 瀬 忠 信	税 務 課 副 課 長	清 水 敬 司
税 務 課 副 課 長	久 具 山 圭 子	生 活 衛 生 課 長	長 尾 一 司
生 活 衛 生 係 長	高 井 新 吾	生 活 衛 生 係 長	牧 野 保

市民課長 鳥居洋子

市民課副課長 小谷慎一

市民課係長 中司君江

市民課係長 梶原昭一

(土木部)

部長 平野安雄

次長 鎌田知昭

土木部次長 長尾記良

土木部次長兼都市整備課長 坂本晃一

都市整備課副課長 竹添禮一郎

建設課長 花井一郎

建設課副課長 前川満

[一宮市民局]

地域振興課長 中務久志

[波賀市民局]

地域振興課長 富田健治

[千種市民局]

副局長兼地域振興課長 立花時男

事務局

事務局長 中村司

事務局次長 榎谷米男

主管 清水圭子

主査 原田渉

(午前 8時57分 開議)

○木藤委員長 皆さん、おはようございます。

少し時間前でございますが、全員おそろいでございますので、ただいまから決算委員会を開会したいと思います。

各委員さんには、5日目に入っておりますので相当お疲れのことと思いますが、ひとつよろしく審査のほどお願い申し上げます。

それでは、ただいまより委員会を開会いたします。

市民生活部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いします。

説明職員の説明及び答弁は、自席でお願いします。着席したままでお願いします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言をしてください。事務局よりマイクの操作をしますので、前の赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、市民生活部に関係する審査を始めます。決算に係る全般的な状況についても含めて説明をお願いします。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 おはようございます。連日の決算審査、御苦労さまです。本日最初、市民生活部の決算審査をお願いいたします。失礼して着席させていただきます。

私のほうで、市民生活部の概要及び平成23年度の主要施策について成果説明書に基づき説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

市民生活部は、市民課、税務課及び生活衛生課で構成しております。いずれの課も窓口業務が主で、市民生活に欠かせない業務をつかさどっております。市民の方々が一番多く来られる部署でもあります。したがって、常に笑顔で正確な仕事を念頭に接客を心がけております。

税の滞納問題に関しましては非常に多くの滞納額があり、頭を痛めております。滞納者をふやさないことを念頭に、接見することで納税者の生活状況等を把握することができ、生活に合った分納等で滞納額をふやさない努力をしております。また、長期未納者の方については、場合によって差し押さえも行っております。

生活衛生につきましても、昨年度からごみの新分別収集について各地域で説明会をさせていただき、この4月から試行に入っております。本格的には来年の4月から実施することになります。

昨年度所管しておりました消防・防災につきましては、今年度からまちづくり推進部に所管がえになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、個々の事業について主要施策に係る成果説明書に基づき説明させていただきます。最初に成果説明書の57ページをお開きください。

まず、戸籍関係事務と各種証明交付事務でございます。戸籍関係は法務省、住基関係は総務省のそれぞれの法律に基づき、業務を遂行しております。各種証明交付数は、トータルで6万7,680件、平均で1日278.5件を交付しております。また、戸籍の届け出につきましては、トータルで2,940件、平均で1日12件を受理しております。開庁時間内に来られない方々のために、窓口業務を1時間延長しております。昨年度は243日の開庁日数で495名の、1日平均2人の方々に御来庁いただいております。あわせて税務課も延長業務を行っております。243日の開庁日数で227人、平均で1日0.93人の方々に御来庁いただいております。

次に、下段の老人医療費助成事業、58ページの重度障害者医療費助成事業、下段の乳幼児医療費助成事業、59ページの児童医療費・こども医療費助成事業の各福祉医療につきましては、安心して医療にかかっていたくことを目的に、医療費の一部を助成することで自己負担の軽減を図っております。下段の後期高齢者医療保険料徴収事務につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に保険料を納付することで、制度の安定的な運営を図り、安心して医療を受けられるようにするものであります。

続きまして、60ページの国民年金事務でございますが、市民の方々に年金制度のPR、納付特例や免除指導を行っております。下段の国民健康保険事業の給付事業につきましては、被保険者に療養給付、療養費、高額療養費、出産一時金等の給付を行うものであります。61ページの保健衛生普及事業につきましては、被保険者の健康増進を促すとともに、医療費の適正化を図るものでございます。昨年度のレセプト点検効果額は1,640万余りになっております。下段の平成24年度国定資産評価がえにつきましては、適正な固定資産税を課税するために3年に1度路線価の見直しを行っております。

62ページをお開きください。滞納徴収につきましては、宍粟市の財源確保のため、徴収率の向上に努めております。未納者とは接触機会を多く持つことにより、分納等の税相談に乗ることができ、収納率の向上にもつながっております。また、催告等に応じていただけない長期未納者につきましては、最終的に差し押さえもさせていただいております。

63ページをごらんいただきたいと思います。環境保全協議会ですが、各市民局管内から5名ずつの委員さんで協議会を組織していただき、市内の不法投棄等の監視をしていただいております。歳出につきましては、委員さんの活動に伴う報酬と不法投棄の処理費用でございます。下段の火葬場管理運営事業につきましては、市内3カ所にあります火葬場の管理運営を民間委託にしております。昨年は人体で583体、動物で805体、計1,388体を火葬しております。

64ページをお開きください。し尿処理事業でございます。市内の生し尿及び浄化槽汚泥をしそうクリーンセンターで処理しております。昨年度は生し尿で1,779キロリットル、浄化槽汚泥で7,378キロリットルを処理しております。下段のし尿収集事業につきましては、市内全域のし尿収集及び浄化槽汚泥の収集をしております。

65ページをごらんいただきたいと思います。リサイクル資源集団回収奨励金につきましては、ごみの減量化と再資源化を図るため、PTA等が実施するリサイクル資源回収事業に対して奨励金を交付するものであります。昨年度は1,283トンの資源を回収しております。下段の生ごみ減量化促進事業につきましては、生ごみを乾燥及び堆肥化することでごみの減量化を図るものでございます。生ごみ処理機の購入価格の2分の1で、上限2万円を補助しております。昨年度は44世帯に補助金を交付しております。

66ページをお開きください。宍粟環境事務組合負担金及び下段のにしはりま環境事務組合負担金は、廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全を図るための負担金でございます。昨年度の美化センターでのごみの処理量は9,632トンで、にしはりま環境事務組合は25年に向けた建設費の負担金となっております。

67ページをごらんいただきたいと思います。ごみの収集運搬につきましては、各家庭から排出されたごみの収集運搬を行うものであります。山崎町の一部を直営で収集する以外は、民間による収集運搬を行っております。直営で1班、委託業者4社で計7,387トンのごみを収集運搬しております。

続きまして、決算書の関係でございますが、一般会計の決算書では市民生活部の歳入、10ページの市税から54ページの雑入まで、12項目ございます。また、歳出では106ページの環境政策費のリサイクル資源集団回収奨励金から186ページのし尿処理費まで18項目ございます。特別会計の決算書は宍粟市国民健康保険事業特別会計決算書及び宍粟市後期高齢者医療事業特別会計決算書、この2会計がございます。

本日の決算特別委員会の資料につきましては、事前に配付させていただいておりますけれども、内容的には委託料、工事請負費等の契約関係を課ごとにまとめてお

ります。また、住宅新築資金等貸付金を初め、市税の収納状況等を資料にしております。

非常に簡単でございますが、市民生活部の事業説明とさせていただきます。この後は御質問いただく中でお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○木藤委員長 市民生活部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。2名の委員から事前質疑書が提出されておりますので、まずそちらから指名をいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 説明書の61ページの固定資産税の評価なんですけども、評価のない物件、例えば森林なんか売ろうとしても売れないし、買い手もない。それから田んぼにしたって奥のほうは売ろうとしても売れないし、買い手もない。そういうものの固定資産税の考え方というのはどないな考え方をされとるのか、ちょっとお聞きしたい。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 今、委員さんおっしゃいましたように、山とか田んぼの、例えばへんぴなところとかそういう意味でしょうか。それにつきましては、従来からおのこの場所ごとに評価を、地理的条件であるとかそういうもので安くはなっておる状況ではございます。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 言われることが、市にでも寄附したいような人がいっぱいおるんですわ。うちはもうかなわんのやと。税金払うのもかなわんっていう人がおってね、そういう固定資産税を取るということに対して、それでええんかなという、そこら辺のところなんです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 売れない、買い手がない、それはよくわかるんですけども、そういうものについて個々の事情を聞く中で、例えば軽減とかそういうことをすることはちょっとできないような状況でございます。あと、寄附の関係につきましては、特に窓口でよく税務課のほうでも相談を受けるわけなんですけども、寄附のほうにつ

きましては企画総務部のほうの管財担当のほうにお話をつなぐようなことでは対応はさせていただいておるんですけども、最近特にちょっとそういう、寄附したいという話は税務課のほうでもよく承っております。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 できるだけ寄附を素直に受け取ってもらうようお願いして、もう1点。説明書64なんですけども、今市民生活部なんかやったら負担が次々ふえてますよね、毎年ある意味で言うたら。負担がふえ、福祉なんか特にふえてるんですけども、市民生活部についても大体予算的に言うたら減る方向じゃないですよ。そういう中で減らす分野というのは、し尿のところなんかはやっぱり考え方によっては予算的に減っていく部分やと思うんですわ。特にし尿の処理業なんかいうのは、今川戸なんかやったら流域下水道が入ってきてるので、一次処理だけして流域下水道に放り込んだらある程度料金的には安くなるんじゃないかなという想定がされるんで、ある意味で一宮のほうが古くなってきて、やめるようなときにはそういうことも考えもって、できるだけ費用をどないしたら安くなるかということをやっぱり考えていかないと、常にふえるばかりではどうも財政的にパンクしていきますからね。そこらへんのところを、それとその下のし尿収集業なんかにしても、当然これは減っていかん事業ですから、そこら辺のところの考え方だけお聞きしたいです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 伊藤議員の質問にお答えいたします。クリーンセンターがかなり古くなって、処理方法も考えるべきじゃないかと、考える時期が来ているんじゃないかという御質問でございます。確かにクリーンセンターは平成7年にできまして、それと、あの土地は地元に着りとするわけなんですけど、その契約が28年の12月まで賃貸契約されております。もう四、五年のところでありまして、言われました処理方法につきましてもおっしゃるとおり流域下水に接続するか、また別の方法としてバイオ処理をして市内の下水処理場で処理する方法を考えると。あるいは今の処理方法を継続していくというような状況の中で、これから市のほうもいろいろと状況を見ながら考えていかなければならない時期には来ていると思っております。処理量につきましては、おっしゃるとおり年々少しずつではありますが減っております。収集量は減っております。また、あそこでは浄化槽汚泥の処理もしておりますので、浄化槽汚泥は逆に少しふえている状況にあります。そのような中で、し尿処理のほうも減ってるわけなんですけど、接続につきまして市民の方々もそれぞれの事

情によりましてなかなか接続できない家庭もございまして、一般家庭で言いますと、今でしたら1,000件余りの方々が収集依頼されているような状況であります。お答えにならないようなことかもしれませんが、今の状況はそういう状況です。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 できるだけ、お金が始末するような考え方で対処をお願いいたします。終わります。

○木藤委員長 ほかに、質疑ございますか。

大上委員。

○大上委員 大上でございます。おはようございます。よろしく申し上げます。

所管の委員会に所属しておりますので、質問を遠慮しようかなと思っていたんですけども、先日特別委員会に提出されました資料を見せていただきまして、少し気になるというのか心配になりましたので、1点だけお尋ねしたいと思います。

今、伊藤議員のほうからも関連の質問がありましたのですが、ちょっと答弁が聞き取りにくかったので、ダブった質問になるかと思うんですけども、お許しいただきたいと思います。提出されました資料のページ、5ページから9ページにかけて、しそうクリーンセンターの関係の修繕料とかあるいはまた業務委託料がずっと列記されておるんですけども、これを見せていただいて感じたんですけども、修繕料が6月21日ごろから始まって、翌年の3月26日までぐらいの間にいろんな修繕工事がなされておるんですけども、これが気になったんでお尋ねしたいんですけども。これを見せていただきますと、1年間を通じての運転、クリーンセンターの運転の保守管理が、管理業務が委託されておりまして、さらにその上に水質検査とかいろんな部門ごとに業務委託がなされておりまして、1年間業務が進められておりますが、その中で今言いますように、非常に修繕工事が多い。これが気になったんですけども、この原因は何にあるのかなど、施設が老朽化しているのかということになるのかなどか、いろいろ私なりに思ったんですけども。この施設は先ほども説明があったかと思いますが、し尿をくみ取りして収集してきて、それを処理して河川に放流するというようなことの事業やないかと思いますが、これだけ修繕工事が多かかったら、きちっと処理した水が河川に放流されてるのかなど。そういったことで問題なんかが起きなかったのかなということが1点お尋ねしたいと思います。それと、先ほどお話があったかもわかりませんが、下水の普及がなされまして、今91.5%の接続率ということを先日の上下水道課の審査で聞きました。91.5%の接続の中で、このし尿収集等にかかわります費用が、成果表を見せていただきますと64

ページにありますけども、2つのし尿処理事業と収集事業を合わせますと、1億余りの経費をかけて業務がなされておるといわけなんですけども、91.5%の接続率ですのに、これだけの費用をかけなかったらし尿のくみ取り収集処理ができないと。この後残りどれぐらいの家庭や事業所がくみ取りをされておるのか、もしわかったら件数でも教えていただきたいと思います。成果表の64ページに先ほど説明がありましたように、し尿の収集は1.779キロリットルというようなことを聞きましたんですが、ちょっとぴんときませんので、例えば家庭で言うたらどれぐらいの戸数が残ったんやというふうなことをひとつ教えていただきたいなと思います。

長々言いましたけど、要はこの修繕、多くある修繕にかかってきちっとし尿が処理されて、処理された水が河川に放流したときに問題はなかったかどうかということが1点、それからどれぐらいの戸数がし尿をくみ取りされているのかということの2点、お願いしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 大上委員さんの御質問にお答えいたします。

まず、修繕工事のことなんですけど、ここに上げております修繕につきましては、突発的なものと整備的なもの、いわゆるオーバーホールのものもここに上げております。提出しております資料につきましては、5ページの2段目の監視用パソコンの修繕、更新なんですけど、昨年度調子が悪くなりまして修繕ということで更新させていただいております。それと、後の6件につきましては、定期的なオーバーホールを修繕ということでこの科目から支出させていただいております。かつては13節の委託料の中で、委託費ということで計上しておったわけもあるんですけど、修繕要素が強いというようなこともありまして、修繕費で執行しております。言いますのは、クリーンセンターにはたくさんの機器がありまして、数年ごとに計画を立ててまして順次オーバーホールをして補修して行って、長い間使えるような状態に保つというようなことをしております。したがって、資料の7ページから9ページの委託料につきましては、経常的な管理委託業務というようにお考えいただいたら結構かと思っております。その中で、水質検査とかそういう業務をしてるわけなんですけど、水質につきましてはこれまで基準をオーバーするような状況になったことはございません。毎年県のほうにも報告しておりますけど、水質については問題ないと思っております。

それと、し尿のくみ取りの家庭等の数なんですけど、23年度の実績で調べますと

全体で1,391カ所、2回くみ取っても1カ所と計算しておるんですけど、1,391カ所のくみ取りを行っておりまして、そのうち事業所やら仮設トイレの申し込みにつきましては377カ所のくみ取りを行っております。

以上です。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 ただいま答弁いただきますと、修繕はやってるけども、事故などはなかったというふうな答弁やったかなと思いますので、それはよかったなと思います。話がちょっと飛ぶようでございますけども、素麺事業所から出ます排水が初めはしそうクリーンセンターに持っていったのが、一昨年ぐらいからし尿のくみ取り数量が、量が減ったんで、素麺事業所から出てくるそういった汚泥を持ってこられると、濃度が濃くなって処理しにくいんで、もうクリーンセンターでは処理できませんということいろいろあって、今下水道課のほうで対応いただいて、一宮の場合ですと今までの前処理方法を変更して沈殿槽みたいなものをつくって対応されているようでございますけども。そういったことから関係しますと、これだけ修繕があったら工事をせないかんような状態だったら、もう施設が大分痛んどるんかなと思ったりするんですけど、この施設は建設されてどれぐらいになって、あと耐用年数というんですか、どれぐらいこの施設で稼働というのか、処理ができるような状態になっとるんですか。もしわかりましたらお尋ねします。

それと合わせて、これがもし老朽化してしもうとるんだったら、新しい次の考え方はどういうことに、もし検討されとりましたらお聞きしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 素麺排水につきましては、先ほど議員が言われましたようにクリーンセンターで処理していたものを、現在は下水道のほうで処理しているという状況であります。この施設につきましては、先ほど伊藤議員の質問にもちょっと出たんですけど、平成7年にできておりまして、今で17年ぐらい経過しておるわけなんですけど、耐用年数につきましてはいつまでかということちょっと申しわけないんですけどわからないんですけど、先ほども言いましたようにいろんな補修をしながら処理をしております、なるべく長期的に使えるような状況を保とうと努力しております。新しい方法につきましては、検討していく時期には来ていると思っておりますが、これから様子を見ながら判断していきたいと、検討していきたいというようなことで思っております。それで、あの施設はどちらかといいます

とし尿の処理量を考えて当初できておるわけなんですけど、最近はそのし尿の量が落ちまして汚泥の量がふえてきたというようなことで、若干その辺の当初の計画と変わっている部分もあるかと思っております。

以上であります。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 ありがとうございます。施設も今聞きますと平成7年に建設されて、17年ほど経過したように聞きましたので、私はちょっと勘違いしてございまして、もっと老朽化しとるんかなと思っとったんですけども、それはそれでわかりましたので、新しい施設についてはまた今後検討されるのかなと思います。要は修繕して修繕料をたくさん使ってどうかという意味が言いたかったんじゃないしに、事故がないようにしてほしいと。問題を起こさないようにきちっと処理をして放流するようということと言いたかったんで、先ほどからの答弁を聞きますと、この決算に係るものについては問題なかったということを知りましたので、今後もそういうことで引き続きしっかり管理していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 特別会計も含めて全体としてお聞きしたいと思うんですけど、まず国保の関係でいつも聞くことなんですけど、資格証明書と短期証の発行世帯数っていうのか人数っていうのか、それが現状どうなっておるかということと、前年度と比較してどうなっておるかということの数字はわかりますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民課長。

○鳥居市民課長 資格証の件数なんですけども、短期証が23年度末で所帯が432で、保険者数が924です。それと、資格証の交付が所帯が18で、保険者数が22人です。それで、今22年度末は持ってきてませんので、後で報告させていただいてよろしいですか。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あわせて後期高齢者の関係はどうなってますか、同じ。資格証がないのかな。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民課長。

○鳥居市民課長 宍粟市は後期の短期証の交付件数は14名です。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでね、成果説明書の59ページの下段、一番下のところの、僕は表現がすごく気になったんですけど、また過年度分については短期証を有効に活用し、納付誓約をとり、分納を約束させることで納付を促したというふうに書いてあるんやね。僕からしたら、僕が目線で言うたら、すごい行政側が上から目線で書いておってやなというふうに思うんですよ。確かに保険料というのは納めるのは当たり前のことですが、こういう書き方っていうのはどうなんかなと。多くの方は、僕は納めたくても納められない経済状況があってというふうに思っていますから、悪質滞納者の場合はこういう表現も妥当かなと思うんですけども、払えなくても払えない方に対してこういうふうな表現っていうのは、行政側としてどうなのかなと思うんですよね。あくまで払えない状況にあるということを前提にして、あくまで分納誓約を提出してもらって、分納を約束してもらおうというふうな立場じゃないと、この書き方では余りにも滞納者を悪者扱いになっとるんじゃないかなと。何々をさせるとかいうふうな強制力を持たせて、何か罰則を与えるような、短期証を出すこと自体が罰則になっとるんですけども、法律上は。でも身近な対宍粟市と市民との関係で、こういうふうな書き方は余り僕はよろしくないなと思うんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民課長。

○鳥居市民課長 文章表現上、この成果説明の上ではそのようになっておりますけども、個々に資格者の方とか短期証の交付の方には対面して話すときには、そういう強制力を持ったような言い方はしておりません。文章上こうあらわしてるだけのことなので、岡前委員さんが言われるように丁寧、親切に、たとえば保険っていうのはみんなが出し合って協力し合ってる保険なので、たとえば1,000円でも入れていただくようお願いしています。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 現場ではそうやって当然していただいていると思うんですけど、ただこういうふうに文章表現として残るものですから、それはどうなのかなというところなので、訂正というか僕はできたら修正していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり一番大変なところで仕事をされておる方が市民生活部の場合は多いので、大変やなと思いますし、一番大事なのはこんな表現よりも現場でど

う接していただいておりますかというふうなことが大事なんですけど、やっぱりこういうふうな表現っていうのがやっぱり後からそういう仕事につく人に見てみたら、いろいろ研修はあるにしても、やっぱり職員の気持ちの持ちようとして影響してくるんじゃないかなというふうなことも思いますので、もし必要で、検討できるのであれば来年度からは表現の仕方というのはちょっと工夫していただいたほうがいいのかなと思います。それは意見なんでいいんですけど、それとあと、税金と国保税の関係で言うたら、市民税では固定資産税っていうのが大きな割合を占めておると、国保税も大変大きな割合を占めております。それでお聞きしておきたいのが、国保には所得割のかからない人については軽減措置があるんですけども、資産割、この間から若干引き下げられたんですけども、資産割のかかっている方については所得割がかかってなくて、資産割はかかる。そういうケースについては軽減措置っていうのはどういう取り扱いになっとるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 今、岡前議員さんが言われてます軽減につきましては、均等割と平等割を7割であるとか5割であるとか2割であるとかいうことの措置は法律上ございますけども、所得割がかかってない方に対する資産割の軽減っていうのは現在のところございません。

○岡前委員 反対。所得割がかかってない人には軽減措置はありますよね。でも、所得割はかからないけども資産があるから資産割はかかる人については7、5、2やったと思うんですけど、軽減措置はかかるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 所得割といいますか、所得に応じて均等割と平等割の軽減を計算させていただくようになっております。例えば、28万円以下であると7割軽減であるとか、人数にもよりますけども、そういうことで、所得に対して人数であれば何ぼかカウントするようになるんですけども、それ以内であれば今言いました均等割、平等割について7割、5割、2割の軽減をさせていただくということになっております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 例えば極端な例で、所得割はかからないと、でも資産割はかかると、かかっているという場合についてはどうなるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 所得割がかかってないということは、まず所得が低いというような格好になると思いますけども、今言いましたように所得を見て均等割、平等割の軽減割合を判定させていただくということになっておりまして、所得が多いから、少ないから、例えばですね、資産割までは例えば軽減するという措置は今のところございません。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでね、以前にまた新しい数字も教えていただきたいんですけども、宍粟市になってから全体としては資産割のかからない世帯というのが4割ぐらいはあったと思うんです。そうした場合に、後の6割の方は資産割はかかっておるんですけども、資産割ができた国保っていう制度ができた当初からこういうふうな算定基準が設けられておるんですけど、その当時の資産をお持ちの方のあるべき姿と、今資産をお持ちの方のあるべき姿っていうのは全然変わってきてますよね。先ほども伊藤議員が言われましたけども、資産はあります、山とか田んぼとか持ってます、でも、実際にそれをお金にかえることができるかというたら、実際できへんと。それであったように、寄附なり物納という形を認めてもらえますかというふうなことになると思うんですよ、いよいよになれば。だからそういう意味で本当に一つの滞納の原因に資産割の課税という、資産割を国保の中に、税金の中に算定根拠の一つとして入っておるっていうことが滞納をふやしておる要因の一つになっとるん違うかなと。要は、極端に言うたら所得がなくても資産割はかかってくる、資産がある人は資産割がかかってくる。でも資産のない人、資産割がかからない人には言ったら丸々所得がないから7割ないし5割、所得の状況によっては7割、5割、2割というふうな応益割の分の軽減がされるのに、でも資産割についてはあんたは資産持っておられますからこっだけかかりますよっていうことで、お金がないのに払わなあかんわけですね。だから市民税としての固定資産税も、お金があってもなくてもかかってくるものやから、固定資産税っていうのは払いにくい、そういう性格の税金やからどうしても滞納がふえるというふうな現状になっとるんじゃないかなと思うんですけど、そういう僕の認識が間違ってるんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 この国保制度が始まって、35年ぐらいからだったんですけども、岡

前議員さん言われるように、その当時相互扶助というような考え方をもとに応益50、50ですよ、その中に資産割、所得割、均等割、平等割、40、10ですよとか、そういう制度で発足されたわけなんですけども、今途中言われました資産割のかかってない所帯、約44%ぐらいになるんですけども、基本的に私どもの措置としましては、この制度発足以来の制度の趣旨ですね、一応そういうものを踏襲させていただく中で、一部分、平成22年度からですけども、岡前議員さんが常々言われております資産割がどうのこうのということの中で、資産割を採用してない市町もございます。その中で、平成23年度より17市町、兵庫県下では採用してないんですけども、先ほど出ております資産割がかかってる方は56%ぐらいはありますので、そういう制度自体はそのまま踏襲させていただく中で、資産割の負担割合だけは少し全国レベル的なところまで抑えさせていただくというようなことも考えております。あと、議員さんの途中の中で物納というような話も少し出てたと思うんですけども、物納につきましては相続税だけが対象になっておりますので、地方税については対象になっておりませんので、物納でしていただくというわけにはいかない状況になっております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 固定資産税が23億余りでしたかね。全体として入ってるんですけど、その内訳みたいなのはわかりますか。土地やとか家屋と、あと償却資産にかかるみたいなんですけども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

税務課長。

○平瀬税務課長 大変申しわけございません。その内訳はちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後でということでもよろしくお願いいたします。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そこら辺も以前波賀町なんかの件、決算書なんかにはそういう内訳も含めて出とったんです。やっぱり家屋とかそういうものがどれぐらい比率が占めてるとか、そういうところも含めてやっぱり知ることによって、国保税なんかの関係もどういう状況にあるかっていうふうなことも一定知ることできると思いますので、またあとで結構ですので教えていただいたらなというふうに思います。

それと、委員会でも説明していただいておりますけど、貸付金の関係で収入が、貸付金が回収できないという問題なんですけど、企画総務課のほうが市の全体の滞納をまとめておるんですね。その中で全体で12億円あるというふうな話の中で、債

権についてもいろいろな債権があって、地方税のように強制的に滞納処分ができるというふうなものから、そうでないものが非強制徴収公債権とか、あと私債権っていうふうなことで、3つに分かれるっていうふうなことで、一度教えてもらいたいということできょう丁寧な資料が出てきたんです。その中で、住宅建設貸付金とかいうのは、いわゆる私債権に入るというふうなことで、一番解決がある意味難しい、強制力を持ってできないということになったら逆に難しい債権かなというふうに思うんですけど、そういうことでこの間調査していただいて、この前も説明があったように、連帯保証人も含めて亡くなっておられるとかいうふうな、大分実態も明らかになりつつはあるんですけども、この貸付金問題っていうのは解決できる見通しがあるのかどうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 今、この問題につきましては昨年度から御質問いただいて、実態調査をせいという中で、今年度実態調査を今やっております。実態調査も大詰めとはまだ行かない状態なんですけど、ある程度決まった内部で実態調査ができた段階で、今度裁判所に問い合わせという段階。そしてその後に今度企画総務も入れた方針を立てていかんとあかんというところなんですけど、めどというところに関しましては、その裁判所の調査も踏まえてどういったことになってるかという実態調査全体の概要が明らかになって、債権、取り立てができるのかどうかっていうのが見えてくるのかなというふうに思いますので、きょう現在では見通し云々ということについてはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでね、僕もきょう初めて見せていただいてわかったんですけども、9月議会にも初めて公営住宅の家賃滞納者に対して訴えの提起っていうのが出たんです。貸付金についても最終的な手段としては、恐らく住宅建設関係の貸付金ですから、土地なり建物はあるということになると、財産はありますよというふうなことになりますから、それはもう最終的には市として訴えの提起をして、裁判所のほうに判断を仰ぐというふうなことが最終的な手段かなと思うんですけども、そういうケースが僕はこの前提出された資料なんかを見たら、そういう格好で最終的に一件一件解決していかないと本当に難しいんじゃないかなと思ってるんですけども、そういうことで実際そういうふうにしていかんと難しいんじゃないですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 先ほど私のほうの御説明の中で、裁判所という言葉を出させていただきましたのは、裁判所に対して調査をお願いするのは相続放棄をされてるかどうかの調査を裁判所に依頼するという文言でございます。あと、今議員さんが言われました土地云々に関しましては、また顧問弁護士等との相談、内部との調整というところになるかと思えます。ですから、先ほど言いました裁判所云々というのは、相続放棄されてるかどうかというところの調査をさせていただきたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そやさかいにね、ここに書いてあるのであれば、私債権の場合は財産がある場合については、市として解決できる方法としては訴えの提起をするということが最終的な手段になるということになるんやね。あと、財産がなかったりとか財産不明やとか居所不明なんかの場合は不納欠損処理をされるのかもしれないけども、ということに手続上はなるんでしょうということの確認です。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活課長。

○岸本市民生活部長 最終的にはその判断になるかと思えます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それともう1点確認したいのが、いわゆる市税なんかの関係で資料上では差し押さえをして換価、お金にかえたら完納というふうになっとるんですけど、多分去年やったかな、委員会で聞いたと思うんですけども、差し押さえして換価してもまだその税金の滞納が残っておったら完納にはならないと。その後の分については引き続き納める努力をしてもらうんやというふうに説明があったんですけど、これで言うたらこの矢印にはそういう換価イコール完納というふうなふうにも取れるような、これはあくまで総務の資料ですけれども、そういうふうなことじゃないというふうに教えてもらったような気がするんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

暫時休憩します。答弁できる。

答弁を求めます。

徴収対策室長。

○清水税務課副課長 先ほどの御質問ですけども、差し押さえをして換価をします。その場合に、金額が多く、換価した金額が多くて税金を、税額をオーバーしてると

というような場合には当然完納ということになりますけども、少ない場合には一部納付ということになりますので、差し押さえた段階で時効も中断いたしますし、その後滞納者とずっと交渉というんですか、それは続けていきますので、なくなるということではございません。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それで、もう一つ聞きたいのは、差し押さえをしましたと。例えば家やとかもし財産があつて田んぼやとか山林があります、それで家を差し押さえるということは多分大変なんで、ほなまず山とか田んぼから差し押さえていきましようかということになって、でも今の状況から言って、山やとか田んぼを差し押さえたとしても換価できないとなった場合については、どうなるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

徴収対策室長。

○清水税務課副課長 まず差し押さえる財産につきましては、先ほど委員さんのほうからありましたように、家とか本当に必要な財産以外のところからまず調査して差し押さえを始めますけども、実際換価、例えば家が、その敷地を差し押さえする場合もございます。差し押さえするのは全て換価のためというわけではございませんので、分納誓約を結んでいただくときに担保として差し押さえをさせていただくという場合がかなり多くあります。いよいよ換価をしますということで、競売にかけた場合に、もし売れなかった場合という場合には、資産価値がないというふうなことの判断になるかと思っておりますので、その後の執行停止、それから不納欠損等に結びつくと思っておりますけども、現実にはなかなかそういうところまで私どもは今のところようやってませんけども、形としては競売、それから売れなかった、それでは資産価値がないということで、資産がないという判断で事務のほうは進めていくようになると思っております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、これぐらいの滞納の課題というのはまだ今から大変やと思っておりますので、また委員会の中でも議論していきたいと思うんですけど、成果説明書の67ページの関係で、収集ごみの中には有価物もあると思うんですよね、実際換金できる物というのか売れる物。それについては一般会計の歳入の中には入ってきておるんですか。雑入とかで見てちょっとわからなかったんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 収集しました有価物につきましては、全てクリーンセンターのほうで有価物として処理しております、宍粟市の歳入には上がっておりません。

○岡前委員 環境事務組合の歳入に上がってくるんですか。

○長尾生活衛生課長 そうです。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それとあと、提出していただいた資料の7ページなんですけど、先ほどこらし尿の処理の関係が出ておりますが、前にも申し上げたことがあるかと思うんですけど、し尿収集業者の支払い単価ですね、それが山崎の場合は20リットル当たり250円とか、Aブロック、Bブロック、Cブロックと分かれておるんですけども、Bブロックの場合は260円、Cブロックの場合は380円というふうなことになって、それで以前お聞きしたときはそれぞれの旧町ごとの関係で、収集軒数との兼ね合いでそうなるとるんやというふうなこともお聞きしたような記憶があるんですけど、でも今回改めて見直してみましたら、今言いましたようなブロックになっているというふうなことで、Bブロックについては山崎の神野の一部が入ってますし、Cブロックについては土万、菅野の一部がというふうなことが入っております。逆算していったら収集量から見たらCブロックが一番少なくてというふうなことになるんですけども、それにしてもこの支払い単価の違いというのが何かきちっとした積算根拠をもとに決められておるのか、業者との協議の中でというふうなことになっておるのか、以前も聞いたかなと思うんですけども、収集の面としては一定エリアが広がって公平的な部分にはなっておるのかなと思うんですけども、あくまで収集量がふえて、ふえない地域やというふうなことで特にCブロックについては多いのか、地域を広げたらある程度は、僕はこういう支払い単価というのは是正されるのかなと思っておったんですけども、是正されていないようなのでどんなんかなと思いました。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 このし尿の収集につきましては、根拠といたしましてはやはり設計に基づきまして契約管理課等と協議しながら契約をしております。おっしゃいますとおり3ブロックに分けまして、それぞれの単価が違っているわけなんですけど、距離的な問題等によりましてこのような結果になっているのが事実でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 ただね、ごみの収集が24年度から大幅に変わりましたが、ごみの収集の場合は競争入札がされておりますので、まだこれだけでやりますということで、一番低いところが落とすということではっきりしておるんですけども、ただし尿収集の場合については、各1社ずつの随契ですから、ですからそういう380円と260円と250円っていうのがなぜその金額になっておるのかっていうことの、客観的な積算根拠については誰が見ても、ああなるほどなど、Cブロックについてはこれだけ高くても仕方ないなということがわかるものでなければならぬと思うんです。ですからそういうものは積算根拠としてあるのであれば、きちっと出してもらう必要があるかと違いますかねと、あると思うんですけども、その点どうでしょう。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 先ほど申しましたように、積算根拠として設計書がございます。ただ、それをお示しできるかにつきましては、今後ちょっと協議して御返答させていただきたいと思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あくまでし尿権問題のときからも言いましたけども、公費なんですよね、し尿処理量、し尿券っていう制度がなくなりましたけども、し尿をくみ取りしていただいて、市のほうが収入するお金っていうのはね。それを業者さんに当然対価として払うわけですけども、その対価が同じであれば問題ないわけですけども、各ブロックごとにこれだけの格差をつけておられるということは、それなりの誰から見ても妥当やなというふうな資料は当然あってしかるべきものでありますし、この間のし尿のそういういろんな経過が、問題が生じた経過から言えば、一点の曇りもない、そういうふうなことにしていかなければ、出せるかどうかわからないというふうなことでは僕はいけないと思うんですけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 積算につきましては、根拠として設計書は作成しております。ただ、設計書でございますので金額等々も入っておりますということで、以前もそういった資料提出の依頼もあったようにお聞きしておりますけれども、そのときも御遠慮いただいたという経緯もございますが、そういったことで設計書に基づいてやっていると。Cブロックにつきましては、従来ここ、千種だけのエリアということ

で500円でしたか、そういった数字が上がっておりましたけれども、昨年度から山崎の一部もエリアに入れたというところで、一応戸数的にはふえた。エリアも当然収集しない部分も含めてですけども、かなり広がったという部分。そこら辺が考慮されてこの金額になつるとるところでございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 だから、そういうおおよその経過はこの数字を見たらわかるんですよ。わかるんですけども、あくまで随意契約なんで、だから合い見積もりとかそういうことも一切できないわけですよ。ですから、金額っていうのが誰が見てもこの金額っていうのは妥当やな、いたし方ないなっていうふうなものが、やっぱりその証拠書類として公にならなければうそやと思うんですよ。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 議員さんが言われている根拠っていうのは、設計書の部分になるかと思うんですが、この部分については先ほど課長も言いましたように少し委員長と相談させていただいてということをお願いしたいんですが。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 委員長と相談してもらうのはいいですけども、この間ほんまにいろいろあったんですよ、あったわけなんですよ、し尿の収集に関してはね。ですから、宍粟市として競争入札ができる状況にあるんやったらええんですけども、今現在そういう競争入札にできる状況がないから、今は宍粟市内に3社しかないというふうな条件がある中で、こういう単価の中で随意契約されているわけですよ。それで、何も個人の私費を投じてやっておられるわけじゃないわけですよ。あくまで公費を使っておられるんですよ。決算としてこの金額が妥当なのかどうかっていうことを審査するのが我々の側で、ほな我々の側としてそれが妥当やっていうふうな、やっぱり積算根拠のわかるものが出てこなければ、Cブロックの場合はこういう理由があって、そこに例えば係数をかけて一、何倍ぐらい見てますよとかいうふうなところっていうのは当然公にされなあかんことじゃないんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 当然議員さんにはその根拠になるものを知っていただくということは必要かとは思いますが、ただ先ほども言いましたように、金入りの設計書というところに少しありますので、少し考える時間をいただきたいなというふうに

思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そやからそれを外部に公表しないっていうことにしてもらいたいっていうことやったら、それはそれで私は委員長がそういう、してもらったらそういうふうな取り扱いをしますので、だから私たちとしてはこの決算委員会の中でこの金額が妥当かどうかっていうことの判断ができればいいわけですから、それを議会側に公表するかどうかっていうことはここで決めて、その資料については秘密文書扱いをしてくださいっていうことやったらそういうふうにしますから、だから出せるものとして僕は取り扱っていただきたいですし、委員長が、部長がそういう内部文書としての取り扱いをしてくださいっていうことであれば、委員長にここで諮ってもらってそういうふうにしてもらったらいいわけですから、私は何も外に公表したいから出せということ言ってるわけじゃないですからね。あくまで審査として適正な金額が支払われてるのかどうかっていうことを知りたいだけですから。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 くどいようなんですが、一応設計書というところになりますと、うちだけの段階ではなくて各事業課全て設計書に基づいて根拠として数字を出すわけでございますので、そこら辺も御理解いただいて少し考える時間をいただきたいと思います。

○木藤委員長 部長、この件については部長の言い分もよくわかりますので、副市長なり市長とよく協議してから結論を出してください。

○岸本市民生活部長 わかりました。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 言っておきたいのは、ただ随契やからこそですよ。入札で行われておるんやったらそういう設計を出せとかそういうことも言いませんよ。でも、あくまで随契でやっておられた合い見積もりも取れない状況がある中での単価決定ですから、こっちが妥当かどうか判断するためにはそれしかないんじゃないですかって言うだけですよ。だからそこら辺、そら部長の判断でいかないということはわかりますから、それはそれで相談してみてください。結構です。

○木藤委員長 10時20分まで暫時休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時19分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

質疑を続けます。

山下委員。

○山下委員 それでは、質問させていただきます。

市民生活部ということで、市民の方の本当に窓口ということで頑張ってくださいているんですけども、平成23年度で市民からの、こうしてもらいたいとか、このようにならないかとかいうような苦情とか要望はどういうものがある、どのように解決されてきたのかということをお尋ねします。3点あるんですけども、3点とも言ってもいいですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 先ほど議員さんも言われましたように、市民生活部3課とも窓口業務が主でございます。若干の対応について、接客について苦情を聞くこともございます。職員も少ない人数の中で一生懸命やっておりますが、どうしても時間帯、お客様が多い時間帯もございます。精いっぱいやっておりますが、どうしても笑顔が消える時間帯っていうのもあるようでございます。ですから同じことをやったとしても、お客様の捉える感覚というのはどうしても変わりますので、そういった苦情も聞きますし、それからここ最近ではごみの分別の問い合わせ等が非常に多いかなというふうに思っております。ただ、制度的にこうしてほしい、ああしてほしいというようなものについては特段ございません。そういった実情でございます。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 続いて質問させていただきたいんですが、成果説明書の64ページ、し尿収集事業のところ、まだ下水道施設への接続をされてなくてし尿を収集されている家が約1,000軒ほどあるというふうに先ほど説明があったと思うんですが、どのような理由でまだ下水道施設へ接続されていないのか、お尋ねいたします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 接続されていない方の調査はしたことはございませんけど、やはり個人の家庭の事情、お年寄り夫婦だけの家が多いんじゃないかなと、このように思っております。将来的に若い方も帰ってこられないという方がほとんどだと、このように捉えております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 続いて成果説明書の67ページの、ごみの収集運搬事業についてお尋ねしたいんですけども、ことしの4月からごみの分別収集が本格的に始まって、それで市民の方からは、先ほど部長もおっしゃられたように非常にどうしたらいいんだろうかとか、悩まれた方も多くて、それでごみの分別収集を細やかにしていくのにノイローゼになりそうやとか、地域ごとにごみの分別でいろいろいざこざが起こってるとか、聞いてたんですけども、そんな中一生懸命市民の方がごみの分別をいろいろと考えてしてくださって、それで今大分落ちついてきたと思うんです。それでなんですけども、ちょっと市民の方から聞かれたんですけども、私たちが一生懸命ごみの分別をした結果、一体どういうふうなメリットが私たちに返ってくるのかということで、例えばごみの収集運搬事業の委託料、これは平成23年度に4,482万4,000円ということになってますが、この委託料が、私たちがごみを分別したことによって収集運搬事業者の方たちがそれほど手がかからなくなって、それでこの委託料が大分減ってきて、その分私たちのために何かしてもらえるんじゃないかというようなこととか、あるいはごみの資源化によって何か私たちに返ってくるんじゃないかとか、やっぱりそういう直接的な目に見えるメリットというか成果を市民の方たちが期待しておられるんですが、その辺のところを今後市民の方にどのように説明していかれるのか、お尋ねいたします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 ごみの分別につきましてですけど、量的には確かに1割程度全体で同じ時期を比べますと減っております。メリットなんですけど、確かに分別をいたしまして市民の方々にいろいろと御協力を願っているわけなんですけど、収集の品目をふやしたことによりまして、収集費は増加しておりますけども、この事業を始めるときにも説明会でもしてまして、まず環境問題、その辺に分別して資源化して行って再利用していくんだというようなことで、取り組みさせていただきました。目に見えるメリットといいますか、それはなかなか目に見えないものでありますけど、市の取り組みとして環境問題をまず第一に上げて取り組んでいる事業でありまして、その辺を御理解いただきたいと思っております。また、市の広報等でもその辺はお知らせしていかなあかんと思っております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 市の広報等でこのようなメリットがあって、それでこのようなことに、

そのために余ってきたお金を使うことができましたとか、そういったことを載せていってほしいなと思います。

以上です。

○木藤委員長 答弁要りますか。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 ずっと広報に載せておるんですけど、次回載せるときにはごみの量のこととか、その辺を中心に載せる予定にしておりまして、順次皆様にはお知らせしていくつもりにしております。

○木藤委員長 ほかに質疑ございますか。

小林委員。

○小林委員 62ページの滞納についてお聞きしたいと思います。こういうことを言ったら何かと思うんですけど、23年度の決算が1,194万2,000円ですか、徴収したのが換価額ということで724万3,801円というような、徴収の割には人件費がようけかかるとるなというような考えから、いわゆるこの中でも差し押さえ、不動産関係とか自動車まで、また貯金その他は皆そのような形で差し押さえをされておるんですが、いわゆる弁護士さんですね、これは弁護士さんに相談して、そして裁判所によってこういうような形になっておるんだと思うんですけども、顧問弁護士さん1人の頼りなんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 顧問弁護士さん、御存じのとおり宍粟市には1人おられますけども、またうちのほうの業務で相談させていただくことがあれば顧問弁護士に相談するというにはなりますけども、通常ここに挙げております差し押さえにつきましては、顧問弁護士さんに相談してるということはございません。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 弁護士さんをくさすわけじゃないんですけども、今姫路から西播地区にかけて90人ほど弁護士さんはおられるんです。その中に宍粟市でもかなりの、人数は把握してませんが、かなり弁護士さんはおられます。ある意味近くの弁護士さんといろんな形でお話させていただくのに、宍粟市は滞納で困るとるんやと、何とかええ方法がないやろかというような相談をかけました。他市他町では非常にきついです。ここにも書いてありますように、もし滞納をされたら、即いわゆるそのおうちの財産、それから当然預貯金とかそういうこと、家族構成、その他のものを

しっかり調べて、その中で法律上できちっと取れるものはしっかり取っていると。そういうふうにしなないとどんだんどんだんその人が滞納がたまってきて、万年化して、それが滞納の額をふやしてるんだというふうに言われまして、宍粟市には顧問弁護士さんがおられるんで、多分その人にも頼ってるんだと思うんですっていうことになりますと、いわゆる弁護士さんも、お医者さんと一緒に医者や医者やといひましてもいろんな医者がおられるのと一緒に、弁護士さんにもいろんな方がおられて、やっぱり専門的にそういうふうな徴収をされるような弁護士さんもおられるそうです。そういう意味で、できれば総務の話になるかいわゆる市長の権限か、それはわかりませんが、できれば顧問弁護士さんだけ頼るんじゃないかに、そういう身近に、本当に身近にこの宍粟市の中にもおられますので、いろんな形で相談会とか、いろんないわゆる質問とか問い合わせとか、そういうようなこともやっていただいたらいいんじゃないかと思うんです。一番いいのは、そういう形のプロジェクトチームの中に顧問弁護士さんと、また話が違う、いやそんなことできるかいという話になろうかと思うんですが、やっぱりその人をトップにして、そういう相談会みたいなものをしていただくと、少し変わるんじゃないかと思うんですよね。これはずっと毎年毎年見てみますと、減っておらないんですよ。どんだんどんだんふえてますのでね。これは何とかしないと本当に大変なことになるので、本当に身近におられた弁護士さんにそういう話をお聞きしましたので、今後そういうことをやっていただいたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。従来うちがやってた徴収方法と少し今年度は変えてはおるんですが、ことし、今も分納誓約というのはいただいておりますけども、従来の分納誓約というのは、言うたらお願い型のような感じで少しずつでもええで入れてえなという話で、相手さんの、納税者の方の生活を重視して、金額も少な目というところがあったんですが、どうしても現年度分も出てくるというようなことでなかなか減らないというところがありますので、少し強気ではないんですが、やはり納税者の方の生活もあるんですけども、そこら辺調査もさせていただいて、少し金額もそれなりに少しは無理していただくというような感じでもお願いもしておりますし、それから差し押さえの件数も、従来から見たら今年度は少し件数もふえてるかなというふうには思っております。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員　そこでですね、いわゆる滞納になってしまってから取り立てをすると非常に、取り立てをしてるほうがきつく感じられるんですよ。悪者になるというか、そういう感覚で捉えられますので、そうなる前にやっぱり抑えないと、いつもえらいきついこと言うなというふうな、悪いのは滞納してる人なんで、そういう感覚にならないように、それは生活関係も、環境も調べていただければならないと思うんですけども、やはりそういうところから考えていただきたいなと思います。

もう一つ、済みません。同じ63ページですけど、下段のほうで火葬の関係で、かなりの方が亡くなられて火葬されておるんですけど、これは委託になっておるんですけど、委託されとるいわゆるオペレーターというんか、その方は大体幾らぐらいもらえてるんですか。

○木藤委員長　答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長　火葬業務につきましては、業者委託ということで契約させていただいておるんですけど、個々の従業員のことにしましてはこちらでは把握しておりません。

○木藤委員長　小林委員。

○小林委員　それやったら結構です。動物の火葬されるのが非常に多いんですよ。ペットばかりじゃないと思うんです。いわゆる交通事故にあった動物関係があるうとは思ってます。その動物を、何でもこういふことを言いますかという、かなりその日によって数が多いときにたまたまお葬式があったと。そうすると、それを放置せないかんわけですね。放置して3日ぐらい置かないかんという、それは火葬場に行ってもその放置された動物のにおいがするわけですわ。何とかならんだろうかというような話が出てきまして、そら冷蔵庫が宍粟には2つあるがなど。1つ1,000万かけた冷蔵庫があるやないかというような話をしたら、それが末端まで伝わってなくて、私もその冷蔵庫を使わせてもらったことがあるんですが、ふだんはほとんど使ってないです、電気も切ってますしね。何のためにそれを、これは産業部の関係になるんじゃないかと思うんですけども、焼くのは市民生活なので、この辺をちょっと考えてほしいなという、ちょっと意見があったもので話させていただきよるんです。

○木藤委員長　答弁を求めます。

市民生活部長。

○岸本市民生活部長　先ほど議員さんが言われますように、火葬場で焼けるのはペッ

トとへい死動物という扱いで宍粟の場合はやっております。冷蔵庫もあって、順次焼いていく間にたまっていったらそこに貯蔵するという仕組みは持ってたんですが、少しそこらへんの実情を調査して、電気切ってるような状態であれば少し改善もしていきたいというふうに思っております。ただ、宍粟の場合は有害鳥獣の部分については今のところ扱っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○木藤委員長　ほかにございますか。

東委員。

○東委員　それじゃ3点お聞きしたいんですけども、成果説明の1点目は、成果説明の61ページにあります、61ページの上段にあるんですけども、レセプト点検についてちょっと確認なりお聞きしたいんですけども、毎月レセプト点検を実施していると、するということで、効果が1,600万何がし上がってますね。これは結構なことなんですけども、実態はどうなんですか、どういう状態ですか。それだけちょっと。

○木藤委員長　答弁を求めます。

国民年金係長。

○中司国民年金係長　現状といたしましては、医療機関から国保連合会のほうにレセプトを請求ということで送っております。その中で、これはちょっと過剰診療ではないかというところをうちの担当が連合会のほうに返しまして、過剰診療ではないかという附箋をつけて返しております。それを連合会のほうが審査して、減点になる場合もありますし、原審どおりということで返ってくる場合があります。それともう一つ、資格点検というところですが、資格は国民健康保険を喪失した人がそのまま国民健康保険、宍粟市の国民健康保険を使っている場合があります。そういう場合はまた連合会に返したり、医療機関に過誤調整ということで現在入っている保険で診てもらえないかというような調整を行っております。

○木藤委員長　東委員。

○東委員　おおよそわかるんですけどね、一つは点検結果が、レセプトの点検結果が偏っているというようなことは、そういうことはありませんか。結果が偏っているというようなことはありませんか。

○木藤委員長　答弁を求めます。

国民年金係長。

○中司国民年金係長　実際に私が点検を行っているわけではないので、偏っているかどうかについてはちょっとわかりかねるんですが、数値とかを見ますとそういうようなところはないと思います。それで、レセプト点検の結果にしましても、22年度

と23年度を比較しまして、ここで効果額が1,643万1,611円上がっておりますが、1人当たりの効果額につきましても前年から比べて442円増になっております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 大体わかりました。

次、2点目なんですけど、皆さん同じような質問になるんですけど、2点目にまず、これも先に質問がありましたけども、資料の、きょうの資料の14ページにずっと挙がってますけども、その中の一番下のところなんですけど、これは質問は既に同僚委員がされましたけども、資格証明と短期証明の件ですけども、国民健康保険のね。資格証明が18世帯で22人と、それから短期証明が432世帯の924人と、こういうことでしたね。どうなんです、この資格証明の方は、18世帯はもうどうにもならないような状態でこういうことになってるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

国民年金係長。

市民課長。

○鳥居市民課長 接触はできる限りさせていただいてるんですけども、なかなか難しいところがあります。それでお医者さんにかかられるときには必ず窓口に来ていただいて、お金のことを話しさせていただいて、たとえ幾らでも入れていただいて保険証を渡すというようなことにしております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 病気、けが、病気のことなので、大変だと思うんですよね。これはお互いなんですけども、保険料というのは高いですよ。皆さんそう思ってます。高くて皆さん困ってるんですけども、これは当然所得に応じた負荷になってるはずなんで、もうぎりぎりの状態で負荷されてると思うんですよね。払えない、払うに困る人はですよ、それでもなおかつ払えないという、そんな状態なんじゃないかと思ってね。気になってお聞きしてるんです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民課長。

○鳥居市民課長 中にはそういう方もおられます、確かに。それで、もう全然だめだっていうことになったら社会福祉のほうへ相談していただくしか方法がないんです。それで社会福祉のほうでもだめであるということになれば、もううちのほうでたとえ幾らかでも入れていただいて、皆さんから集めているお金なんですよということでお話をさせていただいております。

以上です。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 さっきも言いましたように、けが、病気に関係することなのでね、できるだけ丁寧に指導をお願いしたいと思います。

それじゃ3点目、委員長。また同じ繰り返しになるんですけども、どの課も一緒なんですけども、先ほども委員から質問がありましたけども、滞納の関係ですけど、どの課、どの部でも言ってるんですけども、ちょっと気になりましたのでお聞きしますけども、きょうの資料の11ページですね、11ページになるんですけども、住宅新築資金等貸付金のところ、ありますね。ここで、きのうですか、きのうも教育部でも指摘したんですけど、全然減ってないじゃないかという質問をしたんですけども、滞納はふやしてはいけません。少しでも減らすと、これが鉄則なんですけども、そのことからちょっとお聞きするんですけども、この11ページの2段目に、3段目ですか、3段目に住宅建設資金というのがありますね。これで滞納が、上段が現年で下段が滞納となっておるんですけども、滞納のところでは少しですけども減ってますよね。少しですけど減ってます。上の現年のところも、調定に対して収入があって、31万三千何がしは払ってもらってないと、こういう数字になってます。その上ですね、住宅改修資金のところ。ここが滞納のところは1,800万あって、収入ゼロですね、ゼロです。そういうふうな条件の中で、また現年が出てますよね。払ってもらってないような状況の中でまた貸し付けとるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民課長。

○鳥居市民課長 ずっと、改修資金とか建設資金はずっと長い年月を要してますので、これは現年でまだ残ってた人が貸し付け期間が、返してもらって返済期間が残ってた分です。それで現年にあらわれてるんですけども、新しく貸し付けたわけではないです。

○東委員 でしょうね。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 どうも理解がしがたかったんでね、あえて今聞いたんですけども、わかりました。それで結論として、ゼロっていうのは大いに反省してもらわなきゃいかんですね、ゼロは。きのうも教育部で言ったんですけども、それなりに対応市とんですというから、何を対応しとるんですかって言ったんですよ。結果が出てなかったらしたことにはならないんですわ。だからしましたなんてね、何をしたんですかって

てきのうも言ったんですけどね、ここも一緒ですね、ゼロ。なぜゼロなのかをやっぱり十分に分析して、ゼロにしかない場合はゼロにしかないわけですから、だからその辺をきっちりする必要があると思うんです。どうしてもゼロなんですと言ったら、もうこれはゼロなんですよ。だけど何かの、極論で言うと担当部局の怠慢でゼロになったら、これは担当部局に責任がかかってくるわけですから。ただその辺をやっぱりきっちり皆さんが踏まえて行動すれば、必ず滞納は減少していくと思います。ゼロにはならないかもわからないです。だけどこのゼロはだめですよ。どうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

市民課長。

○東委員 理由があったら言ってもらっていいですよ。理由があったらね、ゼロの理由があったら。

○鳥居市民課長 住宅改修の回収はなかなか今のところ難しく、接触したりできたりできなかつたりしてるのが現状です。それで、今債権整理ということで頑張っただのように対応していこうかっていうところで、整理しております。それでまた、その整理ができ次第接触していくということでもしていきたいと思っております。

○東委員 終わります。

○木藤委員長 ほかに。

西本委員。

○西本委員 私は2点聞きたいと思います。1つは61ページの、さっき出たところですが、ジェネリックの医薬品のことでちょっと確認したいんですけども、私もジェネリック推進のことで一般質問させてもらったときがあるんですけども、そのときはやっぱり医師会とかそういうのがかなり強固というか、ガードがかたかったんですけども、最近はいろいろな形で普及してきてるかなと思うんです。私のある知ってる人なんかは、保険証の裏にジェネリックを希望しますみたいなシールを張って、今やってるんですけど、今回新しく健康組合かどこからからシールが来てましたけどね、その辺のジェネリックの今の、数字的に何かあれば、進捗状況とかか推進状況とか、24年度も含めて何かそういうものを聞きたいなと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

国民年金係長。

○中司国民年金係長 委員さんの御質問で、ジェネリックの啓発につきましては議員さんのほうにも全員配らせてもらっておるんですが、ジェネリックの啓発というと

ころで、宍粟市のうちの担当の職員がシールをつくっております。それを今また窓口で保険証の、国民健康保険に加入された方とか、それから保険証の再交付に来られた方などにジェネリックの説明をいたしまして、その方が医療機関、調剤薬局のほうで出しにくいというようなことであれば、ジェネリックのシールを窓口で張らせてもらっております。それで、その際に必ず言うておることは、お医者さんのほうによくそれを相談してくださいとか、調剤薬局の薬剤師さんに相談してくださいっていうことを必ず伝えております。それからジェネリックの啓発のことにつきましては、24年度の5月に開催されました国保運営協議会でもこのようにするというで説明させてもらってます。それで、一部の全く賛成とかいうことではない、委員さんの意見なんかもありましたが、国の方針といたしまして国民の医療費を下げるということで国も取り組んでおりまして、兵庫県におきましても啓発の資料もパンフレットをつくっておりますので、それを活用しまして市民の人に啓発しております。

以上です。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 推進できてるなという、そういう雰囲気はわかるんですけど、何かそういうデータのなものとか、そういうのはまだないですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

国民年金係長。

○中司国民年金係長 今のところ、ジェネリックでどれぐらいの効果があったというところは、こちらのほうの手元では資料はありません。それはジェネリックの医薬品に変えたから効果額がどうなるかというところについては、どの市町におきましてもまだデータの把握というところには至ってないかなと思っております。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 私の周りの人も、割とジェネリックを意識してジェネリックを使ってる方がおられますので、少し周りでは推進できてるかなという感じはあるんですけども、今後もまたそういう意味では啓発よろしくお願いします。

次ですけども、63ページの、さっき小林議員も聞かれたところなんですけども、火葬の問題です。これ、あじさい苑としらぎく苑とつつじ苑がございます。これ、あじさい苑は現在姫路市との共同で使ってると思うんですけども、926件っていう数字がありますけど、これは宍粟市単独の数字ですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 姫路市の安富町も含んだ数値であります。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 過去にちょっとこういう話を聞いたんですけど、いわゆるしらぎく苑については波賀、一宮が使用してると。つつじ苑は千種が中心にやっていると。山崎のほうでそういう事案があって、あじさい苑がいっぱいだったということがありまして、しらぎく苑、新しくできたばかりなのでお願いしたところ、ちょっと無理だということで、事情は把握してるんですけども、しょうがなく千種へ運んだという話があったんですけども、しらぎく苑を建てるに当たっているいろんな地域との契約とかいろんな条件とかがあるんでしょうけれども、実際あじさい苑そのものの老朽化というか、そういう部分もかなり来てると思うんです。例えばあじさい苑、しらぎく苑について、例えば施設に対して稼働率みたいなもの、そんな数字はあるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 稼働率といいますか、実際昨年度で業務を行った数値をそこに上げておきまして、あじさい苑につきましては安富町も含めて人体で昨年度は3炉使用可能でして、1つはちょっと小さくて、今年度改修いたしましたけど、日に1つずつ焼いても相当数焼けるといようなことで、数は計算しておりませんが、そこに上げておきますのは去年の状況であります。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 何が言いたいかといいますと、例えば波賀、千種のほうであじさい苑がいっぱいのときは、しらぎく苑がいっぱいのときはあじさい苑でも火葬してるという話がございまして、あちらからこっちへ来るのは自由だけれども、あいてればね。向こうに行くのはできないということがあったように記憶してます。いずれ、あじさい苑そのものも姫路市との共同で使ってるので、いつかそういう問題、建てかえの問題とかいろんな形が、老朽化の問題で出てくるとは思うんですけども、今後しらぎく苑を市内全域で使えるような方向というか、そういう方向の手だてはまだありませんよね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

生活衛生課長。

○長尾生活衛生課長 しらぎく苑につきましては、現在3つの炉を持って回しており

まして、将来的な拡張というんですか、その部分も見込みましてもう1体は焼けるような状況で現在設置されております。確かにあじさい苑がかなり老朽化しております。まして、いつかはあじさい苑も使えないときは来ると思っております。可能な限り、しらぎく苑のほうで焼けるような状況もこれからつくっていかねばならないとは思っております。

○西本委員 以上です。

○木藤委員長 これで審査は終了します。

これで市民生活部に対する審査は終了します。部長以下幹部の職員、御苦労さんでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時04分再開

○木藤委員長 それでは、おそろいでございますので、委員会を再開いたします。

土木部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いをします。

説明職員の説明及び答弁は、自席でお願いします。着席したままでお願いします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をして、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。前にあるマイクの操作は事務局がいたしますので、赤いランプが点灯してから発言をしてください。

それでは、土木部に関係する審査を始めます。

決算に係る全般的な状況についても含めて説明をお願いします。

土木部長。

○平野土木部長 それでは、連日の審査御苦労さんでございます。23年度土木部所管に係ります主要な成果及び総括的な説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、事前にお配りいたしております本日の決算特別委員会の提出資料及び成果説明書に基づきまして、あらかじめ事務局のほうから20分程度という説明の時間をいただいておりますので、要点のみを御報告させていただきたいと。後ほど質問の中で詳しく説明させていただきたいというふうに考えてますので、よろしくお願したいというふうに思います。

それでは、本日お配りいたしました資料に基づきまして、要点を私のほうから説

明させていただいた後、担当の次長なり課長のほうから主要の成果説明書の要点の説明をさせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。

まず、本日お配りいたしました決算委員会の資料につきましては、従来と様式を変えまして、今の総括的な内容、それから課題、それから歳入、歳出、特に未収それから繰り越し等々についてできるだけわかりやすくということで、こちらで詰めてございます。この後また御質問等でお伺いしたいというように思います。

それでは、本日お配りいたしました1ページから見ていただきたいと思います。平成23年度土木部所管におきます、それぞれ事業概要と課題ということでまとめております。まず平成23年につきましては、災害復旧を最優先する中、後期基本計画の策定によりそれぞれ自治基本条例の理念に基づく市民の参画と協働のまちづくりの推進のために、それぞれ地域の課題なり住民ニーズを踏まえつつ、目標にあります快適な生活と交流を支える活力あるまちづくりを目標に、主に道路網の整備、住環境の整備を中心に土木部として取り組んでいるところでございます。一方では、最近の経済情勢の低迷等々によりまして、厳しい予算執行となっております。事業の実施に当たりましては、選択と集中、さらには道路等につきましては従来の規格改良からそれぞれ住民ニーズに合わせたくらしのみち整備事業への移行ということで進めてきたところでございます。

まず、平成23年度の一般会計の決算額につきましては、242億8,773万円のうち、土木関係につきましては決算額といたしまして13億8,869万円で、市全体の5.7%を占めております。前年と比較いたしましたら、前年が一般会計260億1,535万円のうち、土木関係の決算額は20億1,550万で、22年対比といたしまして6億2,681万円の減額となっております。主な要因といたしましては、21年に発生した災害がピークで減少になったこと等を加えまして、それぞれ経済対策の交付金ですとか、住環境整備にあります市営住宅の本体工事が減少したものが大きな要因でございます。

課題として、大きく3点を土木として考えております。まず1点目につきましては、未登記処理、特に道路内民地の処理でございます。相続などの何かの要因で登記されていない未登記地が合併時には約2,100筆あったものが、現在では1,900筆になっております。年間30筆程度の処理はしてるわけでございますが、依然非常に多いと。さらに里道、林道から昇格した市道のうち、道路区域内民地として残っている筆が現在把握している部分だけでも8,000筆に及んでおります。このことは、それぞれ公共事業の進捗なり開発、企業誘致等にも過去から現在に当たりまして大きな支障となっております。取り組みといたしましては、原則寄附ということで進

めておるところでございますが、了解が得られた箇所等々について路線ごとの逐次解決しておりますが、根本的な解決には至っていないというのが1点目の大きな課題でございます。

2点目につきましては、住宅使用料の滞納の件でございます。住宅使用料のそれぞれ維持管理なり使用料の徴収につきましては、入居者等の実態が把握、即できるという状況から、過去市民局の所管で担当いたしております。23年度末の滞納額につきましては約906万円あり、時効の中断など滞納マニュアルに基づきまして、それぞれ新規滞納者を出さないようにということで鋭意努力してるわけでございますが、悲しいかな、年々増加の現象をたどっているという状況でございます。そのような中、先般の議会の中でも御承認いただきました、特に悪質な滞納者等々につきましては、訴訟等も交えた厳格な処理をとっていくということで今進めておるところでございます。また、過年度の滞納の大部分を占めます改良住宅等々につきましては、過去の経緯、経過等を踏まえましてなかなか根本的な解消には時間を要すると思われてますが、滞納マニュアル等に基づきましてそれぞれ滞納額の減少に努めてきたところでございます。

3点目の大きな課題といたしまして、土地区画整理内での住環境整備の促進ということ掲げております。昭和47年に山崎、城下地区約102ヘクタールを区画整理事業の認可を受けてから約40年が経過する中、平成4年から6年にかけてのジャスコ周辺の4.3ヘクタールが完了した以外、手つかずの状態になっております。そのような中、それぞれの地域での環境は大きく変化してまいった中で、特に昨今になりまして段、中井を初めといたしまして市道の退避場所の設置、水路改修等々の要望が数多く出されてくるようになっております。区画整理そのものの減歩なり、それから建築確認の制限を行っているという課題はあるものの、やはり将来に向けての区画整理事業のあり方についても、近々対応をしていかなければならないという状況の中で、現在区画整理事業の区域を、全体に支障のない範囲で代替の財源等ないかということの事務的な施策も行っているというところでございます。

その他、昨年从去年末から都市部におけます悪質な自転車のマナー違反等によります交通事故が多発している中で、ことしに入りまして御案内のとおり通学路等の自動車なりの交通事故ということが、非常に課題として挙げられております。この後もまた説明させていただきますが、市においてもそれぞれ関係機関との対策会議、現地の踏査等も踏まえまして早急に課題解決に向けて今進めているというところでございます。

次、2ページ以降につきましては、それぞれ23年度の歳入等につきまして、それぞれ枠の中の説明ということで細字で書いてる部分を見ていただいたら、それぞれ枠の中の収入済みの額というふうになっておりますので、御高覧をお願いしたいと思います。その中で、3ページの右の下ほどに、収入未済額ということで平成23年の市営住宅使用料の滞納状況の一覧ということで、先ほど申し上げましたように63件の906万1,571円の収入未済ということになっております。

次、4ページ以降につきましてもそれぞれ国庫支出金等々についての補助金の内容、率、これは事業名等も詳細に載せておりますので、御高覧をお願いしたいと思います。

5ページ以降につきましても同様でございます。特に災害復旧関係についての内容でございますので、見ていただきたいと思っております。

後、6ページ以降につきましてもそれぞれ事業についての補助金ですとか委託金等を載せておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

ずっと飛びまして、9ページ以降、9ページ以降につきましては、それぞれ公共事業に係ります起債の種類、これは充当額箇所等をそれぞれ列挙させていただいてます。予算額との比較ということについても、それぞれ載せさせていただいてますが、主には入札減ですとか、用地等々の不調によりますやむを得ない繰り越し等によります減というような形になってるというようでございます。

11ページ以降でございます。飛びまして11ページ以降につきましては、歳出でございます。歳出につきましても、総務費の総務管理費、これにつきましては緑地公園の関係の支出の費用でございます。後、民生費の災害救助費ということで、高齢者住宅の再建に係る補助事業、後、土木管理費、それから道路橋梁費、それから次のページの河川費、都市計画費、住宅費等々についても御高覧をいただいたら結構かと思っております。最終的に12ページの真ん中ほどの表にあります歳出土木部といたしまして、13億8,800万余りの支出というふうになっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

12ページの下段から13ページ、4ページ、5ページ以降につきましては、それぞれ支出の内容を詳しく書かせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

あと、17ページ以降につきましては、それぞれ非常に多くの不用額を出しております。それぞれ科目ごとに現計の予算、決算額、それから不用額になった経過、原因等も項目別に出しておりますので、見ていただきたいというふうに思います。それが最終20ページまででございます。

後、成果説明書の説明に入らせていただきたいと思います。まず110ページから土木部の所管でございます。以降につきましては、それぞれ所管の課長なり次長のほうから要点のみの説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

建設課長。

○花井建設課長

それでは、110ページから成果説明書を説明していきたいと思います。

まず110ページ、急傾斜地崩壊対策事業です。この事業は県事業でありまして、傾斜角度30度以上ある崖地の崩壊防止工事を行うものであります。事業には公共事業と県単事業がございます。公共事業になりますには、崖高3メートル以上ある大規模傾斜地でかつ公共施設があると、また主要道路があれば公共事業の採択となります。また、この事業につきましては負担金が発生しまして、公共で5%、県単で10%の市の負担があります。また、地元に対しましても市の負担の10%が地元負担金となります。平成23年度には公共2件、県単2件の実施となっております。

次に、道路維持修繕でございます。これは市道の損傷箇所の補修修繕等を行うものでございますが、市全体で工事請負によるものが17件、直営班または緊急小規模工事によるものが500件ございました。

続きまして、111ページをお願いいたします。道路維持修繕の繰越明許分でございます。これは市道河東大橋線の舗装工事を繰り越しているものでございます。ちょうど終点部分で県道田井中広瀬線の改良工事が実施されておりました、地権者との協議に時間を要したということで、工事がおくれました。おくれたことによりまして、市の工事と重なったために道路規制の関係で同時施工ができないということで、市の工事のほうをやむなく繰り越したものでございます。

続きまして、道路改良工事、道路新設改良事業です。これは市道の新設または拡幅改良を行うものでございますが、財政課との協議の中で有利な事業メニューを選択して実施しております。地方特定で1路線、合併特例債で6路線、辺地債で1路線、過疎債で9路線、市単独で4路線の合計21路線を実施しております。ただ、用地交渉の難航や冬季の豪雪または災害復旧工事を優先させたために、工事着手がおくれたこと等によりまして7路線については24年度へ繰り越しております。

続きまして、道路新設改良事業の明許繰越分です。先ほどもありましたが、22年度におきまして災害復旧事業優先ということで事業実施しております。その関係で、

14路線について繰り越しを行ったものでございます。

それから続きまして、橋梁長寿命化修繕計画策定事業でございます。これは災害市内の578橋につきまして、平成22年度より社会資本整備総合交付金事業としまして、補助率60%で橋梁の点検等計画策定を行っている事業でございます。平成23年度につきましては、15メートル以上の橋梁156橋について点検が完了しましたので、本年度24年度に計画策定を実施することとしております。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木次長。

○鎌田土木次長 続いて113ページから私のほうから説明させていただきます。

まずかわまちづくり事業、今宿・中広瀬地区でございます。この事業は揖保川改修に合わせまして文化・史跡の保存などを行い、人が潤う水辺空間を形成する事業でございますが。当初23年度より河川工事に合わせてやる予定でございましたが、23年度河川工事のほうで国交省の進捗ぐあいで具体的な成果がないまま来ました。その関係上、23年度については支出ゼロということで決算させていただきました。

続きまして、その下の災害復旧でございます。これは23年度の災害復旧でございます。23年の5月豪雨あるいは台風12号によりまして被災いたしました災害箇所の復旧としまして、5月豪雨、12月台風で補助対象としましては全部で19カ所ございました。単独では218カ所です。トータルでそれだけの箇所数が被災いたしました。24年度へも25カ所の繰り越しをさせていただいて、23年度としましては補助事業で23%の完成、それから単独で74%の完成として決算をさせていただきました。

続きまして、114ページ、災害復旧費の繰越明許分です。これは平成21年の台風9号によります災害の部分で、22年度から23年度に繰越明許した分でございます。これにつきましては補助対象であります工事が19カ所、それから単独で16カ所ございまして、この箇所数については全て23年度で完成いたしました。

次に、その下の災害復旧費の事故繰越分でございます。これにつきましても、21年度の台風9号によります災害箇所の月谷川・月谷線の公共土木災害復旧が21年から着手しておりました。その関係で、3年目の23年度に繰り越す場合の事故繰越という手続をとらせていただいで、23年度にいよいよ完成いたしました。その部分で事故繰越分として決算をさせていただきました。

以上です。

○木藤委員長 答弁を求めます。

次長兼都市整備課長。

○坂本次長兼都市整備課長 失礼します。

115ページの説明をいたします。まず、都市整備課の関連で、事業名、緑地公園整備事業ということで、決算額は、平成23年の決算額は4,503万でございます。財源の内訳については記載のとおりでございます。事業目的としましては、スポーツ・レクリエーション及び地域コミュニティの活動の場として地域に密着した公園づくりを進め、潤いと安らぎのある居住空間を創出するという目的でございます。建設事業費全体の事業費としましては2億1,129万8,000円を予定しております。23年度の事業内容としましては、工事請負費が3,739万で、芝生広場の工事であり、後は岸田4号の工事が含まれております。設計管理につきましては、全体で577万1,000円で、緑地公園の分と岸田4号の測量の分でございます。次に、緑地公園の検討委員会の運営費、用地購入費、あと事務費等で186万9,000円を使用しております。

続きまして、下のふるさとづくり事業、これは平成22年度から3カ年度事業でやっておりますのでございます。決算額は163万で、財源の内訳は記載のとおりでございます。全体の事業費としましては、22年度から24年度にかけて850万ほどを予定しております。23年度につきましては、ベンチの設置なりいろはもみじの植栽、芝桜の植栽等、これは地域で通常管理をされている方がおられますので、これは一緒にやったということでございます。

続きまして、最後に116ページの市営下比地団地建替事業でございます。23年度の決算額は613万6,000円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。全体の事業費としましては、事業期間は平成23年から25年を予定しております。事業目的としましては、老朽化の著しい市営下比地団地、2団地あるんですが、集約建てかえを行って、14戸の建てかえを1カ所で行うということでございます。総事業費としましては、3億861万2,000円を予定しております。構造は鉄筋コンクリート2階建て2棟14戸、今年度につきましては23年度実施設計と、23年度につきましては実施設計と住宅性能評価を行っております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○木藤委員長 以上で土木部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある委員は挙手を願います。

岡前委員。

○岡前委員 それでは幾つかお聞きしたいと思うんですけど、一つは9月議会にも提

案されてもう議決が終わったんですけども、公営住宅の訴えの提起に関して、委員長報告の中で連帯保証人欄が自筆ではなかったというふうなところもあって、連帯保証人には責任を問いがたいんやというふうなことやったんですけども、実際に住宅の経営、市との契約書に関しての申請書類を見ても、当然のことながら連帯保証人も実印を押すようになってるんですよ。当然実印は印鑑証明がついておるはずですから、実印が押されておるはずで、その段階で本人の筆跡やないというふうなことが通るのかどうか、それと通常金融機関からお金を借り入れるにして、連帯保証人になったとしても、当然金融機関側から確認の電話が入りますよね。だから当然住宅に関しても、連帯保証人に対して契約書が提出された時点できちっと、連帯保証人を今回引き受けていただきましたからというふうなことの本人確認も含めてされておるんじゃないかなと思うんですけども、今回のケースについては何で、今回のケースのようなことがわかったということは、ほかにもそんなケースがあるのかなというふうなことを疑いたくなりますし、そういう連帯保証人に対する確認作業っていうのができてなかったのかなということも思いますし、確認作業をしたとしても、言うた言わんのことになって証明は今さら多分できないとは思いますが、でも事もうこういうふうな問題が起こったときに、自分の筆跡やないから私は責任ありませんというふうに、今逃げようと思ったら逃げられるわけで、そこら辺どう対応、今回のことも踏まえてどう、何かほかの対処をされておるのかどうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 それではお答えさせていただきます。まず連帯保証人の資格要件につきましては、市営住宅のそれぞれの条例の中で独立の生計をしている、さらには入居許可者と同一程度の収入が確保されている人等々が明記されております。それともう一つ、この住宅使用料、当然債務を負っていただくわけでございますけど、大きく、当然5年の時効なり部分があるわけでございますけど、私債権、当然契約者本人が合意に基づいてされる契約、今岡前委員が言われるように、入所されるときにそれぞれ入居許可者と連名の中で、請書の中で連帯保証人の判ももらってます。債務を負っていただくわけでございますけど、今回のケース等につきましても、当然連帯保証人にも個別に呼んでもお話もさせていただきました。当然今回のケースでしたら自筆してないということなので、代筆されたという人にも直接面談もさせて、していただきました。その結果の中で、やはり先ほども言われましたように例えば銀行等で借り入れされる場合についても、必ず目の前で自署させてというこ

とに今なっております。今回の件につきましては、非常に連帯保証人さんも拒否をされたという状況の中で、たびたび法的なことの解釈も弁護士とも協議させていただきましたが、当然先ほど言われますように低所得者の人が入居されて、連帯保証人さんもそういう状況でございます。その人に果たしてそこまでのことができるかなということもございましたので、最終的にはこの前議会で報告させていただきましたように、提案させていただきましたように、最終的に連帯保証人についての債務を負わすことは難しいという状況の中で、今回については当然住宅の滞納の使用料の部分、それから損害賠償の部分もありますけど、大きくは今の公共施設の明け渡しということを主眼に置いてやってきたということでございます。今後のことにつきましては、議会でも申しましたようにやはりそれ以降にも事例があったわけでございます。必ず連帯保証人さんも一緒に来ていただいて、カウンターの窓口でそれぞれ自署をしていただいているという状況でございますので、今回の部分、これまでの部分についてはなかなかこういう事例がなかったということの中で、やっぱり事務的にはちょっと改善すべき点があったかというふうに思いますけど、今後については徹底していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 今後はそうされると思うんですけど、今回こういうことが発覚して、それでどういうことでもそうやと思うんですけども、ある事件が起きて、こういう不祥事が生じた。そしたら通常そういうことがほかにもあるかもしれんからと言って、行政側なんかの場合については特に過去にさかのぼって全件点検してみるとかいうふうなことになると思いますよね。ですから今現在で入居されている方についても、そういうふうな連帯保証人になっておられる方に対してきちっと自分で納得されて連帯保証人になっておられるかどうかということを、やっぱり再確認する必要があると思うんです。そのあたりのところはどう判断されてますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 その点につきましては、まず書類上が十分完備されているかということが一つと、それから当然今入居者の使用料の納入状況、それから滞納状況とも照らし合わせながら、やっぱり疑義があるところについては個別には確認していく必要があるというふうには考えてますが、今入居者全体全ての部分を洗い直すということは、なかなか今は難しい状況ではあるというふうには思っています。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 基本的には信用すべきやと思いますけども、ただこういうのが明らかになった以上は、やっぱり今の経済状況の中で、いつ順調に行っておる家庭でもやっぱりいつリストラにあったりとか会社が倒産したりとかいうふうなところで、当然順調に払えるつもりでおったとしても、突然払えなくなるとかいうふうなことは十分想定できてしまうので、ですからやっぱり今順調に、たとえ家賃が入っておったとしても、でも今回そういうケースがわかったわけですから、やっぱり連帯保証人については改めて再確認するというふうな点検っていうことは必要なんじゃないかなと思うんですけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 当然言われる部分はそういうことでございますが、今回の部分についても通常はやはり原則的にはこういうことはしなくて、例えばそれぞれ時効の成立が起きない形のそれぞれ分納制約ですとか、いろんな形で誠意がある部分については納入をお願いしたいということでもずっと進めてきておったわけでございます。まんま今回の部分につきましては、3年数カ月にもわたります誠意としてやっぱり納入者が見られなかったということが大きな要因でございますので、今回の場合は特異でございます。ただ、今言われますように他の事例の連帯保証人の部分につきましては、再度やっぱり書類等も確認させていただく中で、疑義のある部分については確認させていただくということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、公営住宅がこの間ずっと老朽化の建てかえが進んできて、きょうもええことなんですけども、そういう中でやっぱり用地の関係やとかいろいろあるんかもしれんですけども、やっぱり全てが鉄筋コンクリート2階建てっていうふうな、公営住宅の基準がもうあるんでしょうけども、でもこれだけ林業の、森林のまちの中で、波賀なんかもできるだけ公共施設も木造化ということで、やっぱり市全体としてもそういう方向で取り組んでおられると思うんですけども、そういう中で市営住宅についてはいろいろな基準はあるにしても、木造でというふうなところでの国との交渉とか、あくまで基準があるんやから仕方ないという態度なのか、それとも認めいやとふうなことも言われておるのか、そのあたりはどうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

次長兼都市整備課長。

○坂本次長兼都市整備課長 お答えします。基本的に公営住宅は確かに基準がいろいろございます。住宅性能評価を取ることが前提ですので、住宅性能評価というのは構造に関することとか音に関することとか、いろいろ10項目についてあります。その中で、共同住宅というのは上下の世帯が違う場合が共同住宅、長屋の場合は上下同じ世帯の場合は長屋なんですけど、長屋の場合は音に対しては評価をしなくていいということになっとるんですが、共同住宅については音に対して住宅性能評価でランクが決まっています。ということで、基本的に木造では音を塞ぐということはまず不可能なので、どことも2階建てで共同住宅である場合はR Cということでやっています。木谷、土井久につきましては、以前は鉄筋コンクリートで一部2階については木造というパターンでずっと行ってましたが、それも実は姉齒の以降構造の審査が非常に厳格になりまして、なかなか混構造を認められない厳しい状態になっています。そういうことがありまして、まず今回下比地につきましてはR Cの2階建てということで、以前の木谷、土井久につきましては、混構造でR Cで2回は木造という形で何とか宍粟材をとということで限定して内部については全て宍粟材と。今回の下比地の設計が、今現場も入ってるんですが、下比地につきましては基本的に鉄筋コンクリートなんですけど、中の間仕切りについては全て宍粟材という、構造材については宍粟材を使うということで行っています。ということで、基本的に丸つきり木造ということではなかなか難しい、現実的に住宅性能評価を通らないと補助申請も受けられないので、今のままでは木造の2階建てというのは現実的に不可能ということでございます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 今次長が説明してくれたとおりでございますが、補足として、これはまた次回の委員会にも報告させていただく予定でございましたが、22年から23年にかけて行いました千種での土井久団地、それから山崎での木谷団地等につきましては、地域産材の利用それから屋根を日本瓦に使ったということで、10月に国土交通大臣の、県下で2団体になるんですけど、受賞というようなことで、今ほかから言われてます公共施設の木造、木質化ということにつきましては一定制限があるものの、やっぱり住宅建設についても配慮していきたいというような考え方でございます。

以上でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員　それと、橋梁の長寿命化計画を今立てておられる、まだ最中やと思うんですけど、これについてはこの橋、1つの橋を建てるとその修繕計画と合わせて財源計画みたいなどころまでつくられるんですか。

○木藤委員長　答弁を求めます。

建設課長。

○花井建設課長　今年度から計画策定するわけですがけれども、基本的には今回15メートル以上の156橋について計画を立てて、今言われますように修繕、いつ、優先順位を決めまして、やるか、またどれぐらいの費用がかかるかというような計画を立てていただきますので、それに基づいて当然予算を立てていくということになるのかと思います。

○木藤委員長　岡前委員。

○岡前委員　それと、緑地公園の関係で、入札が行われて、図面を見る限りにおいては管理棟っていうのはそんなに大きな建物でもないし、そんなに費用的にかかるものじゃないなという感じで思っておったんですけども、入札された中には入ってなかったですね。それは予算的なものがあつたのか、それとも管理棟を別で発注する何か意味があつたのか、そのあたりはどんなのですか。

○木藤委員長　答弁を求めます。

次長兼都市整備課長。

○坂本次長兼都市整備課長　まず事業の年度の問題がありましたということで、建設については管理棟自体100平米程度のものなので、別発注で今ちょうど売りに出してる状況なんですけど、補助の関係があつて年度の関係もあつたということで、御理解をお願いします。

○木藤委員長　岡前委員。

○岡前委員　それと、この間ずっと言っておるんですけども、庄能上牧谷バイパスについては、現状に舗装とかされたのは24年やったかどうか僕も、今毎日通ってるんですけども、定かでないんですけども、今現状でできとるのがもう完成形なんです。それともまだ延伸して向こうの道に届いた段階では白線が中央に走って対向1車線になるのか、そのあたりはどんなんですか。

○木藤委員長　答弁を求めます。

土木次長。

○鎌田土木次長　失礼します。今現在、舗装部分とかやってる部分はあくまで完成形のところもあるんですけども、当然ところどころまだ未完成な部分がありますので、わ

ざと外側線を絞ったりですとかいうことで、通行の安全確保という形を取らせても
らっています。特に国道29号線との接点部分というのはまだ工事が未完成でござい
ますので、それを10メートルほど入っていただいた奥は完成断面には今はなってい
ますが、外側線、外のラインですね、あれを絞った状態にして形としては全体完成
なんですけど、通行の安全確保としてラインの引き方を狭めた状態でおさめておるの
が今の状態です。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 さらに、今計画されておる110メートルでしたっけ、220やったっけ、今
の全体ができたら。できた段階では中央に白線が入るわけやね、ということやね。
わかりました。

それと、道路用地の未登記の関係が出とるんですけども、8,000件っていうこと
で、市としては当然取り組まなあかん事業やと思うんですけども、公共事業やとか
いろんなことに支障があるというふうに書いてあるんですけども、実際に現状とし
てそういう不都合が生じるとか、あと登記をしようと思ったらそれなりにお金がか
かることなので、8,000件もということになると相当な金額がかかってきて、合
併前なんかやったら寄附のまま、波賀町なんかでも相当数残つとるはずやと思うん
ですけども、登記する費用が大変やということやね、だからそこら辺のところ、当
然しなければならぬにしても、こういう財政が厳しい中で、そういう意味での費
用対効果ってわざわざ全てのやつの登記を目指す必要性っていうのはあるのかなと。
まあまあまあでええところもあるん違うかなというふうなところも思うんですけれ
ども、それは行政側としてはもう1筆も残さんように、ここは市の土地ですよっ
ていうことをせなあかんものなのかどうか、その点お聞かせください。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 今言われます道路内民地、これは未登記と違ってやはり道路法の網
をかぶっている状況の中で民地があるということで、いろんな司法的にも問題があ
るといことは、現状はやはり事業、国なり県なり市の事業の該当があった部分に
ついて年間20筆か30筆の調整をしてるという状況でございしますが、やはり今土木部
の中でもいろいろ考えてみたわけでございますけど、地籍調査を今波賀町で実施し
てますが、市全体の地籍調査に係る是正ですとか修正、住民の方から言われる窓口
というのが一本化されてないわけです。そこいらの部分も含めて、新年度の組織の

中でも今協議はしておるんですけど、やはり専門の中で今言われる全て解消というのではなしに、やはりどうしても国なり県の事業に支障をきたしてるのは事実なので、一刻も早い解消に向けてしていきたいと。ただ言われるように、30万円なり50万円、1筆かかりますので、そこいらの部分については慎重には考えていきたいというふうに思っています。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 最後なんですけど、成果説明書の114ページの下段の災害復旧費については、明許繰越ではなしに事故繰越という扱いをされてますよね。これは明許繰越とは意味合いが違うんで、事故繰越にされた理由は何ですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木次長。

○鎌田土木次長 失礼します。通常の繰り越しの場合を今度もう1年繰り越す場合は、必ず事故繰越という手続になるんです。当然いろんな理由がございます。今回の場合は気象条件等、特に豪雪の地域でございますので、そういうことも申請の理由の中に入れてましたし、まして急峻な河川勾配の中で一業者が何行区にも応援隊を入れてやるんですが、その搬入路についての確保が思ったようになかったとか、あるいは仮道をつくっておったものが、たびたび出水するたびに仮設道路が流れてしまってまた手戻りになったとか、そういうことを理由にして、もう一度国の査定官に認めてもらった上で、事故繰越という言葉が非常に、何か異常な言葉遣いになるんですが、手続上は事故繰越という手続を踏めば3年前の災害を3年間かけて国費を使ってやることを認めましょうという手続が事故繰越ということなので、そういう手続でやらせていただきました。

○木藤委員長 ほかにございますか。

高山委員。

○高山委員 それではお聞きしたいと思います。資料をいただいておりますので、資料に従いまして、昨日でしたか、産業部のほうでもお聞きしたんですけども、黒原千町線という路線がありますよね。あれは市道だということなんですけども、あそここの進捗状況をお伺いしたらなと思うんですけれども、私もかつて産業建設のほうに所管でおりましたので、踏査もしたりいろいろとさせていただいたんですけども、大変地形的に土砂崩れ等々があって、事業そのものがなかなか伸びないというところもあったんですけども、今の時点でどのくらい進捗しておるのかということと、やはり千町そのものがどこかで山の土砂が流出すれば、やはり孤立集落に。

宍粟市全体から考えましても、宍粟市でもそういったところがたくさん出てくるだろうと思うんですけれども、千町黒原線の進捗状況についてまずお聞きしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 市民局のほうからも出席してますので、また詳細につきましては市民局の担当の次長のほうからも説明をいたしますが、全体の進捗と計画について私のほうから説明させていただきます。

本事業につきましては、先ほども言われましたように、特に千町地域の孤立集落の解消ということで、黒原からの部分で、約4.2キロの間、平成12年から平成29年にかけての全体事業で、23年度末で約52%の進捗になっております。その中で先ほど御指摘がありましたように、当初の計画からかなりおくれてるわけですが、要因といたしましては、やはり当初の想定以上に地盤が脆弱であったということ、それから豪雪地帯という中でどうしても手戻りの工事が発生したというような中で、市においてもなかなかこの状態では難しいということで、昨年完成幅員7メートルのやつを暫定の5メートルで規格を変えて、パイロット的に早く供用開始をできないかということの期間決定をした中で、昨年から進めてるという状況で、いづれにいたしましてもやはり急がれる道でございますので、なるべく進捗を高める中で進めていきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

一宮地域振興課長。

○中務一宮地域振興課長 先ほど部長のほうから話がありましたように、今23年度末では52%の進捗ということで、全体の完成予定を平成28年度に考えております。それで今年度から今言われましたように、幅員的にちょっと狭めて進捗を速めていこうかなという計画をしております。ただ見通しが悪かったり車の退避所がなかったりする場合がありますので、その部分につきましてはちょっと7メートルというような幅員で考えております。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 それに関連してなんですけれども、今孤立集落ということでお聞きしたいんですけれども、21年災害でもかなりの孤立集落が発生しました。ということで、

いろいろな調査、踏査されただろうと思うんですけれども、今後においてある程度の解消はできただろうと思うんですけれども、これから想定外の災害が発生したときにはあらゆるところでそういう孤立の集落ができるだろうと思うんですけれども、まず孤立集落にならない対策という対策ですよ、そういったあたり、土木関係ほかの部でもお考えだろうと思うんですけれども、土木に関してはどういった方向づけをされてるのかなと思うんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 今、策定してお手元に渡ってるかどうかかわからんですけど、市の防災計画の中で、想定される孤立集落の数がたしか22集落あったと思います。ほとんどがやっぱり北部の市民局管内、それから山崎でも北部が該当するという中で、自治計画なり過疎計画の中で優先してやっていこうということで、今計画を立てております。なかなか進捗も思うようにはいってないんですけど、冒頭私が申し上げましたように、規格改良だけではなく、やはり暮らしの道、退避場所ですとか最小限の車が通れるような改良をすることによって、孤立集落の解消ということで事業のペースも上げていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 手元のほうにたくさんの事業名等々が出ておるんですけれども、気になるところがありまして、一番少し考えたいところがあるんですけれども、いろんな形で地元業者の育成ということを市長も言われておるんですけれども、事業そのもの、土木事業関係にそのものですね、地元業者の入札の参加はもちろんされてるだろうと思うんですけれども、落札率というんですか、それは全体的な事業の中でのぐらいのパーセントを占めておるのかなと思うんですよ。そのあたりと、これはなぜかといいますと、先ほどの孤立集落の問題もあわせて、やはりそういう地元業者育成をすることによって、まずそういった災害のときにすぐ対応できるという体制づくりも大事かなと思うんです。そのことをあわせてお聞きさせていただいたらと思うんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

土木部長。

○平野土木部長 今回の不用額の中で、それぞれ入札減ということが非常に多く出ております。先ほど言われましたように、市の基本的な考え方として、市内業者で

きるものは全て市内業者に出していこうということで、特に土木部の所管であります土木関係については、ほとんどと言っていいほど市内業者でしております。その中で、入札減が多く出てますのは、従来の指名競争入札から公募型の一般競争入札に切りかえたということと、昨年から電子入札に一部切りかえ、本年度から本格実施なんですけど、そのこと等によりまして、非常に競争性が高まったという状況の中で、必然的に入札減になったんじゃないかなというふうに思っております。それから落札率等々につきましては、私の手元で今資料を持ってませんので、後ほど総務部のほうから照会させていただきまして、委員長の承諾の後、提出をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 それと、河川のことに関してですけれども、河川の事業そのものもたくさん出ておるんですけれども、部長のほうにも一度お願いしたこともあるかと思うんですけれども、やはり河川の災害そのものが上流からの土砂の流出によりまして、河床が上がってきておるということがうかがえるんじゃないかなと思うんです。そういうあたり、これは県の事業だったり国交省の事業だったりするだろうと思うんですけれども、できるだけ要望していただいて河川の土砂の搬出というんですか、そういったあたりを十分に心がけていただきたいと思うんですけれども、先ほど橋の話もされておったんですけれども、橋も橋脚があることによって上流からの流木によって大きな災害が発生した例もありますので、それと合わせてそういうことをお考えいただいたらなと思いますので、お答えいただけますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

建設課長。

○花井建設課長 土砂堆積等についての要望をいただきましたら、基本的に県河川だったり国交省だったりの場合が多いんですけども、その都度要望はいたしております。ただ、過去にもう既にたまっております部分についても順次していただいておりますけども、まだ手つかずみたいな感じのものもございます。それにつきましても、県のほうへ言いまして、一応取る、時期的には当然渇水期となりますので、今の時期は対応できないんですけれども、また対応していただけるものと思っております。そういう要望がありましたらその都度やってまいりたいなというふうに思っております。

○木藤委員長 質疑中でございますが、ほかにあるようでしたら午後1時まで暫時休

憩したいんですが、どうでしょう。ありませんか。

それでは、質疑をこれで終了します。

これで、土木部に対する審査は終了します。土木部長以下、幹部職員の皆さん、御苦労さんでございました。

午後 0時08分休憩

午後 0時09分再開

○木藤委員長 決算特別委員会を再開します。

委員会採決であります。

決算特別委員会の報告につきましては、最初に副委員長から説明がありましたとおり、各委員さんで担当部局の要旨やまとめに必要な事項を事務局の担当と調整していただいたものをもとに、正副委員長と事務局で報告書案を作成したいと思います。後日お送りしますので御確認いただきたいと思います。

なお、本日お気づきの点がございましたら御意見をお伺いいたしまして調整したいというふうに考えております。

それでは、採決を行います。採決は各議案ごとに行います。

まず、第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

○木藤委員長 挙手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

続いて、第30号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

○木藤委員長 挙手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

続いて、第31号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○木藤委員長 全員挙手でございます。

全会一致で、原案のとおり可決されました。

続いて、第32号議案、平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定

について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手全員)

○木藤委員長 全員举手です。

全会一致で、原案のとおり可決されました。

第33号議案、平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の委員は举手願います。

(举手多数)

○木藤委員長 举手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

第34号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手多数)

○木藤委員長 举手多数。

賛成多数により、可決されました。

第35号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手多数)

○木藤委員長 举手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

第36号議案、平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手多数)

○木藤委員長 举手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

続いて、第37号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手多数)

○木藤委員長 举手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

続いて、第38号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手多数)

○木藤委員長 挙手多数でございます。

賛成多数により、可決されました。

第39号議案、平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○木藤委員長 全員挙手でございます。

全会一致で、原案のとおり可決されました。

第40号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○木藤委員長 全員挙手でございます。

全会一致で、原案のとおり可決されました。

平成23年度宍粟市各会計に係る歳入歳出決算の認定についての決算特別委員会の採決は以上であります。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、副委員長のほうから御挨拶を申し上げます。

○寄川副委員長 大変長期間にわたりまして、慎重審議していただきましてありがとうございます。おかげさまで無事平成23年度の決算は滞りなく審議いたしました。

大変御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

○木藤委員長 どうもありがとうございました。

(午後 0時16分 閉会)